

藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若年者及び低所得者の婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策を強化するため、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を、予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦をいう。
- (2) 補助対象期間 補助の対象となる新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日（婚姻日前の日を含む。同居を開始した日が、平成30年12月31日以前の場合にあっては、平成31年1月1日）から平成32年3月31日までの期間をいう。
- (3) 住居費 補助対象期間において婚姻を機に藤枝市内で新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料（補助対象期間において賃貸住宅に居住することにより生じ、支払った賃料に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、その金額に相当する額を控除した額をいう。
- (4) 引越費用 補助対象期間において婚姻を機に藤枝市内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った金額をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 藤枝市内に居住する者であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。

- (3) 世帯の所得（所得証明書をもとに、平成30年分の世帯全員の所得を合算した金額。ただし、婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し交付申請の時点において無職の者がある場合は、当該無職の者については、所得なしとみなして、合算するものとする。）が500万円未満であること。ただし、平成30年に貸与型奨学金の返済がある場合にあっては、世帯の所得からその返済した額を控除した金額が500万円未満であること。
- (4) 前号の世帯の所得が340万円以上の世帯については、夫婦の一方又は双方が婚姻を機に藤枝市外から転入していること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱又は、廃止前の藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 交付申請の時点において、夫婦のいずれの者も、納期限が到来している藤枝市税の滞納がないこと。

（補助額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合算して得た額とし、次の各号区分に応じ掲げる当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 世帯の所得が340万円未満で、夫婦の双方が平成30年12月31日以前より藤枝市内に在住していた世帯 30万円
- (2) 世帯の所得が340万円未満で、夫婦の一方が婚姻を機に藤枝市外から転入した世帯 40万円
- (3) 世帯の所得が340万円未満で、夫婦の双方が婚姻を機に藤枝市外から転入した世帯 50万円
- (4) 世帯の所得が340万円以上500万円未満で、夫婦の一方が婚姻を機に藤枝市外から転入した世帯 15万円
- (5) 世帯の所得が340万円以上500万円未満で、夫婦の双方が婚姻を機に藤枝市外から転入した世帯 30万円

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 前条各号に規定する要件に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 平成31年度（平成30年分）所得・課税証明書（世帯全員分のもの）
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合に限る。）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (5) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 離職票若しくは離職したことを証する書類又はその写し及び交付申請の時点において無職であることを証する書類（離職し、交付申請の時点において無職である者に限る。）
- (8) 貸与型奨学金を返済したことがわかるものの写し（平成30年中に貸与型奨学金を返済した場合に限る。）
- (9) 住民票（世帯全員分、続柄・本籍入り）
- (10) 完納証明書（申請時に藤枝市民であって、証明が出る場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、藤枝市新婚生活サポート補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助事業者は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに藤枝市新婚生活サポート補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の提出は、藤枝市補助金等交付規則第12条ただし書の規定

により省略する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する補助金の請求及び交付については、同日後も、この告示は、なおその効力を有する。

